医療法人　木鶏会

一般事業主行動計画

　「次世代育成支援対策推進法」に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：　令和3年7月15日　～　令和6年7月14日迄の3年間
2. 内　　容：

　目標1：子育てを行う職員に対し、仕事と家庭の両立を支援する環境整備および　　　周知・情報提供

《対策》

　　　・令和3年8月～情報収集、問題点の分析

　　　・令和4年4月～相談担当者の再周知、育児等に関する諸制度の周知、啓発

目標2：年次有給休暇の取得日数を全員10～15日以上を目指す。

　　　　※年休付与日数10日以上を対象とする。

《対策》

　　　・令和3年　8月～年次有給休暇取得状況を把握・分析する。

　　　・令和3年11月～職員へ周知・啓発する。

　　　・令和4年　4月～昨年度取得状況を把握・分析する。

　　　・令和4年　7月～職員へ周知・啓発する。